いて養育を受けることが一時的に困難となった 児童を、 保護者が疾病その他の事由により、家庭にお 児童福祉施設でお預かりします。

▼対象となる児童 市内に居住する満1歳以上の

2、育児疲れ、慢性疾患児の看 するものとする。 身体上若しくは精神上の事由 病疲れ、または育児不安などの 1、疾病などの健康上の事由 の各号のいずれかの事由に該当 児童で、当該児童の保護者が次 出産・看護・事故・災害

> 失踪などの家庭養育上の事由 などを必要とする場合 緊急または一時的に児童の養育 5、経済的な問題などにより の社会的な事由 校などの公的行事への参加など ·利用施設 冠婚葬祭・転勤・出張・学

(土浦市並木3丁目18番5号) 社会福祉法人 茨城県道心園

▼利用期間

日当たりの金額 ▼利用料(児童一人につき、 原則一回の利用につき7日以内

◎生活保護世帯

◎その他の世帯 母子家庭世帯および養育者世帯 ②非課税世帯・父子家庭世帯・ 2歳以上の児童は1000円 2歳未満の児童は1100円

の人間関係など、児童福祉に関 みごと、子どもにかかわる家庭

相談内容は秘密厳守されます

相談方法

相談に共通する事項

家庭児童相談・ひとり親

(18歳未満) の養育に関する悩

家庭児童相談室では、子ども

家庭児童相談

月曜日から水曜日

(開庁日

(相談日)

する相談に応じています。

(相談日)

月曜日から金曜日(開庁日)

相談場所

○電話相談

◎面接相談

ひとり親相談

子育て短期支援事業利用申請 ・申請に必要なもの

非課税世帯は「非課税証明書」 の添付 書(児童福祉課の窓口)

印鑑

問

援員が応じます。また、

母子寡

※予約できる方は事前に予約し

午前9時~午後4時30分

供などにも応じています。 婦福祉資金貸付に関する情報提

※費用は一切無料です。

てください。

けた総合的な相談に、母子自立支 の生活全般の悩みなど、自立に向

母子家庭・寡婦・父子家庭の方

(内線1161)

·相談電話

伊奈庁舎児童福祉課·相談室

相談時間

MIN (7月~9月) 活動予定

2歳未満の児童は5350円

2歳以上の児童は2750円

●参加対象 出産前後の妊産婦および就学前の乳幼児とその保護者			
月·活動時間	7 月	8 月	9 月
保育所	午前9時30分	午前9時30分	午前9時30分
申込先	~11時	~11時	~11時
伊奈第1保育所	15日(金)	10日(水)	14日(水)
山王新田1253(☎ 58-2422)	夏祭り	シャボン玉遊び	体操
伊奈第2保育所	6日(水)	3日(水)	1日(木)
小張4705(☎ 58-1025)	七夕飾り作り	水遊び	紙芝居を見よう
伊奈第3保育所	15日(金)	5日(金)	6日 (火)
長渡呂新田715(☎ 58-1597)	夏祭り	水遊び	ふれあい遊び
伊奈第4保育所	20日(水)	10日(水)	7日(水)
狸穴1072-45(森 58-6002)	水遊び	シャボン玉遊び	体操
谷和原第1保育所	14日(木)	9日(火)	13日(火)
仁左衛門新田641(25 52-2100)	夏祭り	水遊び	体操
谷和原第2保育所	14日(木)	9日(火)	6日 (火)
小編415(25 52-4217)	夏祭り	水遊び	体操

ぜひご利用ください。 ※あそびのひろばの他に、 毎日園庭開放も行っています。

を実施しています。保育所のた ませんか。 くさんの子どもたちと遊んでみ 「あそびのひろば

市立保育所では、 ~子育てを応援しています~

※ご利用になりたい保育所に、 事前にお申し込みください。

消していきましょう。 子育てを考え、育児の悩みを解 また、情報交換をしながら、